



昭和支部報

HPアドレス <http://www.showa-z.com/>

平成24年3月1日
第220号

発行責任者 支部長 鈴木 朋宏
編集責任者 副支部長 鈴木 勝
発行所 名古屋税理士会昭和支部
印刷所 共生印刷株式会社



菜の花と豊田スタジアム (三品 智)

口輪舞曲

最近どんどん説明が下手になってきている。いきなり何を？と思われるかもしれないが、自分が分かっていることを、そのことを全く知らない方々へ教える（説明する）ことの難しさを痛感することが多いのである。もちろん税金の話である場合が圧倒的に多いが、プライベートでもしばしば起こってしまうので困っている。

原因はどうやら「あれ」という言葉を以前に比べ頻発していることらしい。若いころに当時50歳代の大先輩に、「長谷川君、例の件だけど、あれしといたから」と言われたことがある。「何をどうしてくれたんだらう??」心の中では大声で叫びながらも、口からは「そうですか、ありがとうございます。」と発していた…。先輩に何のことか問いただせない自分の弱さを「日本人の悪いところだよ」と民族性に逃げ道を求めていたり

した。

どうやら最近では私が「こういう状況ですから“あれ”しよう」とか、「このままでは“あれ”ですから」などと言ってしまうようだ。医師である友人に相談してみたが、「昔から老化といわれている症状の一つだからしょうがない」と一笑されたがあきらめきれない。せめて対策を、と再度迫ると「一つひとつキチンと済ませることだ」と教えてくれた。目の前のことを終りまでやってから次へ進むようにすると、頭の中が整理されるそうだ。

いつまでもせめて頭の中だけは若く、回転よく保ちたいものである。皆様はどのような取り組みをされていますか？

(長谷川 栄一)

1月の支部研修

(平成24年1月13日開催)

『笑い』が組織・社内環境を変える」

講師：NPO法人日本ホスピタル・

クラウン協会 代表理事

大棟 耕介氏



今日は、最初にクラウンという私の仕事についてお話しさせていただきます。そのあとにホスピタル・クラウン、そのあとにコミュニケーション、サービスについてお話しします。

1. クラウンについて

僕はクラウンを19年やっています。僕達の職業は、アメリカではとてもステータスが高く、尊敬されています。では、それはなぜか。クラウンは主役ではない、脇役だからです。サーカスの中で空中ブランコから落ちることがクラウンの役目です。でもそのことで見てくださいの方が笑うことができる。成功することよりも失敗することの方が数倍難しい技術が必要とします。ハプニングが起きてまっ先に飛び出てくるのがクラウン、お見送りをするのもクラウンです。クラウンはサーカスのすべての隙間を埋めています。隙間を埋めることによりサーカスに一体感が生まれます。だからクラウンは脇役だといいましたが、本当はクラウ

ンは「名脇役」なんです。この名脇役になるために2つ必要なことがあります。

1つめはアンテナです。クラウンはその日のパフォーマンスをすべて決めて登場してくるわけではありません。高感度アンテナでその日のお客様に合わせて、こういうお客様なんだ、こういう状況なんだ、と空気を読む。2つめに必要なのは引き出しです。今日はこういう状況だったらこれをしよう、ああいう状況だったらあれをしよう、たくさんの引き出しを持っていて即興で相手に合わせてその引き出しを選んでいく。自分のパフォーマンスが先じゃない、まず見ているお客様が先。そのお客様に合わせてパフォーマンスをして状況を作り上げていく。だからアーティストの中のアーティストとされているんです。

2つめはへりくだり又は逆転と表現します。僕は、道化師の世界大会で金メダルをとりました。けれども僕のパフォーマンスへの笑いは苦笑い、失笑です。苦笑いというのはお客様が上になる目線なんです。僕はみなさんの上に乗るくらい練習しています。けれども僕は主役じゃない、見ているみなさんが主役なんです。だから、相手の下にもぐり相手を上に持ち上げるパフォーマンスをするのです。

2. ホスピタル・クラウンについて

日本ホスピタル・クラウン協会では、北海道から鹿児島までの50病院に定期的に訪問しています。この活動はアメリカから始まりました。アメリカの大きな病院には当たり前のようにクラウンがいます。日本ではクラウンの数が足りません。だから今は、長期療養の子どもからはじめています。なぜ長期療養の子どもかというと、そこが急務であるからです。病院を町だと考えるとその子ども達はその町の中で成長しています。長期療養の子は発育発達が70%なんです。1日中残念ながら白い壁を見て、刺激が少ない。でもクラウンが彼らを下から持ち上げてあげることによって彼らの創造性・能動性・社会性が少しでも広がっていくのであれば、とそんな思いを持って淡々と活動しています。僕が病院へ行くことによって何が起

きるか? 1. 病院の空気が変わります。2. 子ども達の口数が増えます。3. 子ども達の声が大きくなります。4. 子ども達が前のめりになります。つまりクラウンのパフォーマンスは見せつけ、押しのパフォーマンスじゃないんです。どちらかという引きのパフォーマンス、でも引きのパフォーマンスをすることによって彼らを下からもちあげられる。彼らは、僕の病院での口癖「お願いだから病人らしくしてくれよ」というぐらい元気になっていきます。

3. コミュニケーションについて

1. 相手のことを見る。徹底的に観察する。2. 見られるという意識を持つ。3. 見せましょう。自分自身のそれぞれの役柄を演じましょう。外面を意識して明るい人のまねをしてください。元気な人のふりをしてください。ニコニコとした役柄を演じてみてください。外面を意識することによって内面が変わっていく。内面から変えようとするのは無理だと思いませんか。だから外面を意識することによって相手に対する印象が変わっていく。4. テンションを合わせる。テンションを合わせると相手が話しやすくなる。話しやすいとクレームが増えます。しかし、21世紀のサービスは供給者側と受け手が一緒に作っていきます。クレームを言ってもらうことが大事なんです。5. 大げさ。コーチングに似ています。みなさん本屋さんでコーチングの本を1冊でよいので読んでみてください。相手のよいところを引き出す、答えは相手の中にある、導くという考え方は。パフォーマンスで表現を大きくする、これは簡単。でもパフォーマンスだけではないんです。プライベートでも職場でもアクションに対するリアクションを大きくする。

相手を観察して自分が見られていることを意識して演じていく、テンションをあわせることによって引き出し、それに対して大きく応えていく。これがクラウン流コミュニケーションです。

4. 笑いの伝播

笑いは伝播します。僕は車屋さんのイベントによく

呼ばれるんです。でも10時のオープンにお客さんが1人もいない。しかし、10時の時点で営業マン、受付の女性に対してパフォーマンスをすることによって空気が変わるんです。10時半にお客さんが来たときには空気が温かくなっています。

笑いがビジネスを変えます。日本人は必要以上に笑いを殺しています。一番大切なのは笑顔です。無表情な人には近づけない。笑っていると近づけます。笑いは病気を治してしまいます。面白いから笑うんじゃない、笑つてると面白くなるんです。

5. サービスについて

1つは、B級サービスです。おもてなしの気持ちがかじかに伝わってくる101%サービス。誰でもできる身の丈サービスがうれしいんです。ホテルなら一輪挿しの花が飾ってある方がお金のかかったロビーの豪華な生花よりもうれしい。僕はあえてA級サービスよりも、ちょっと相手に寄り添うB級サービスがいいと思っています。

もう1つは、サービスの時間差攻撃です。サービスを時系列で考えていく。たとえばホテルなら滞在しているときだけでなく、予約したときからチェックインまで。そしてチェックアウト後まで含めて考える。

一緒に作るという考え方が大事だと思っています。たとえば主役は参加者、相手に合わせて相手と一緒に旅行を作っていく。そういう営業方法で大成功をおさめている旅行会社があります。

みなさまのお客様が幸せであるためには、みなさまのお仕事が順調であるためには、この空気、みなさまと一緒に作ったこの空気がこのあと会場を出て、家族、職場に伝播していくことを祈って終わりにしたいと思います。

(研修部 浅野 令子)

2月の支部研修

(平成24年2月10日開催)

I 平成23年分

所得税確定申告について

講師: 昭和税務署 個人課税第一部門

増田 貴代 上席国税調査官



1. 申告書等の記載および提出にあたってのお願い

(1) 申告書について

- イ 税理士法第30条及び33条の2の書面は、申告書第一表の税理士署名押印欄下に○をした上で、申告書とともに提出して下さい。
- ロ プレプリントされた申告書を書き損し、新たな申告書に書き換える場合は、整理番号及び予定納税額を転記して下さい。
- ハ 訂正申告書を提出する場合は、申告書の第一表および第二表上部の中央部に青色で「訂正申告書」の明示をお願いします。また、申告書の「整理欄」の下部余白に、当初申告の「申告年月日」と第3期分納税額を記入して下さい。
- ニ 準確定申告書を提出する場合は、申告書の第一表および第二表上部の中央部に青色で「準確定」の明示をお願いします。また、「死亡した者の平成〇〇年分の所得税の確定申告書付表」も併せて提出して下さい。

(2) 青色申告決算書(収支内訳書)について

- イ 青色申告決算書の折り目にミシン線が入っていますが、開いた状態でOCRの読み取りを行いますので、切り離さないで提出して下さい。
- ロ 青色申告決算書を書損したため新たな用紙に書き換える場合には、整理番号を確実に転記して下さい。
- ハ 減価償却費の計算の明細を別用紙に記載された場合には、納税者の氏名及び整理番号を右上に記入の上、青色申告決算書(収支内訳書)に、のり付けではなくクリップでとめて提出して下さい。

(3) 財産及び債務の明細書について

平成23年分各種の所得金額の合計額が2千万円を超える場合は、「財産及び債務の明細書」を必ず提出して下さい。

2. 消費税関係の留意事項

- (1) 平成23年分の課税売上高が1千万円を超え、平成25年分から新たに消費税の課税事業者となる場合には、「平成23年分の所得税の確定申告書」の提出に併せて「消費税課税事業者届出書」も提出して下さい。また、免税事業者になる場合も同様に「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を提出して下さい。
- (2) 消費税の確定申告書を提出する際には、次に掲げる付表(計算書)を確定申告書にクリップでとめて提出して下さい。
 - イ 一般課税用の確定申告書 → 付表2 (還付申告の場合は・付表2のほかに「仕入控除税額に関する明細書」を提出して下さい。)
 - ロ 簡易課税用の確定申告書 → 付表5

3. 住宅借入金等特別控除についての留意事項

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、①(特定増改築等) 住宅借入金等

特別控除額の計算明細書、②住宅借入金等特別控除チェック表等、③住宅控除に関する添付書類の順で綴じた上で、申告書とともに提出して下さい。

4. 医療費の領収書についての留意事項

提出された医療費の領収書は、原則として返却しませんので、返却を希望される場合は、「領収書を返却してほしい。」旨の表示をするとともに、返信用封筒(切手付)を添付して下さい。

5. その他の留意事項

(1) 還付加算金

還付加算金は雑所得となりますので、申告漏れのないように注意して下さい。収入の計上時期としては、支払確定日となりますので、「還付金のお知らせ」をご参照頂き、適切に処理をお願いします。

(2) 消費税

消費税を税込み経理処理している場合の消費税の還付金については、事業所得等の計算において、雑収入としてしなければなりません。収入の計上時期は、原則は申告書を提出した時となりますが、未収計上していれば、その前年の所得として、扱うことができます。また、事業用資産の譲渡は、課税売上高になりますので、ご注意ください。

(3) 減価償却費

平成10年4月1日以降に取得した建物の償却方法は、旧定額法か定額法の適用のみで、定率法の適用はありません。この点に関連して、間違いが多いのは、相続、遺贈、贈与で取得した建物については、被相続人が定率法を適用していた場合でも、相続人は定率法を適用することはできません。

(4) 税額控除

中小企業者等に該当する個人の開業医が、診療用又は治療用として取得をし、事業の用に供した

超音波診断装置、人工腎臓装置、CTスキャナ装置、歯科診療用椅子などの医療機器は、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は特別控除(中小企業投資促進税制)の対象資産に該当しません。医療機器は、「器具及び備品」に該当し、「機械及び装置」には該当しないためです。また、グリーン投資減税は、不動産所得には(事業的規模であっても)事業所得ではないので適用はありません。

また、住宅借入金等特別控除について、平成23年6月30日以後に住宅を取得する契約をし、補助金等を受ける場合は、取得価額から補助金を差引いて取得価額を算定して下さい(住宅エコポイントも当該補助金に該当します)。

(5) 不動産所得

損益通算に関して、土地等の取得に要した借入金の負債利子は損益通算ができません。また、一定の組合契約に基づいて営まれる事業から生じたものでその組合の特定組合員に係るものについては、損失がなかったものとみなされ、損益通算ができません。

(6) 同族会社からの収入

同族会社からの利息収入や賃貸収入については、所得税法第121条の申告不要の対象にはなりません。

(7) 寄付金控除

寄付金控除の対象となる団体に関して、あしなが育英会は認定団体ではないので注意して下さい。また、ユニセフの場合は認定団体ですが、平成23年中に公益財団法人に移行しているので、控除の仕方等経過措置も踏まえて注意して下さい。

Ⅱ 平成23年分 譲渡所得・贈与税申告について

講師: 昭和税務署 資産課税第一部門

荒井 伸也 上席国税調査官



配布資料の「平成23年分の申告に当たっての留意事項」(資産税関係)の冊子は、必ず読んで下さい。その中でも特に注意を要するものを解説します。

1. 譲渡所得関係

- (1) 資産の取得等に関して、概算取得費控除(5%)を用いる時は、造成費を重ねて控除することはできません。また、贈与・相続等により取得した資産を譲渡した場合は、本来その取得費に不動産取得税、登録免許税、名義書換手数料が認められるが、概算取得費控除を適用している場合は、重ねて取得費に算入することができません。
- (2) 居住用財産の譲渡の特例に関して、住宅借入金等特別控除との適用の可否については、旧居住用財産の譲渡の時期により、取扱が異なるため注意して下さい。
- (3) 事業用資産の買い換えの特例に関して、「買換資産」に規定する「機械及び装置」には、貨物自動車等の車両及び運搬具は含まれません。また、平成23年度改正により、平成23

年6月30日以後の譲渡については、買い換え特例の適用対象から8項目が除外されましたので注意して下さい。

- (4) 株式等の譲渡に関連して、特定管理株式が価値を失った場合の株式等にかかる譲渡所得等の課税の特例の適用のある平成23年中の銘柄は、「ラ・パレル」「セイクレスト」「インネクスト」の3つです。

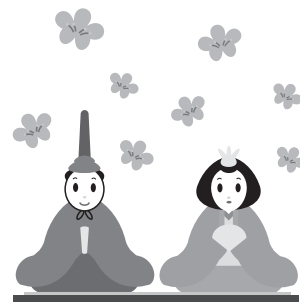
2. 贈与税関係

- (1) 住宅取得資金の贈与の非課税制度の適用を受ける場合は、期限内申告が必要となります。
- (2) 住宅取得資金の贈与について、特例対象となる土地等については、住宅用家屋の新築の場合は、次の3つに掲げる土地等をいい、特に③については、平成23年改正で、先行取得も一定の要件のもと認められるようになっている点に留意して下さい。
 - ① 住宅用家屋を新築する請負契約と同時に締結された売買によって取得した土地等
 - ② 住宅用家屋の新築請負契約を条件とする売買契約によって取得した土地等
 - ③ 住宅用家屋を新築する前に取得したその家屋の敷地の用に供されることとなる土地等

3. 財産評価関係

土地・株の贈与の申告に際しては、必ず評価明細を添付して下さい。

(研修部 森 宏之)



第2回 電子申告個別相談会に参加して

(平成24年1月24日開催)

過去に一度も、電子申告関連の研修会や相談会に参加したことがありませんでした。

しかし、平成23年度より支部税務相談所において相談員をさせていただいており、このたび国税庁の確定申告書作成コーナーを利用して、相談者の方々の電子申告をすることとなりました。

いや、電子申告をすることになってしまいました(どうしよう)。・・・というのが正直なところでした。

そのため、「その前になんとかして、一連の流れを掴んでおかなければ。」と焦り、はじめて電子申告個別相談会に参加申し込みをいたしました。

電子申告個別相談会では、確定申告書作成コーナーにおける一連の操作方法のみならず、カードリーダーの設定や電子証明書の登録方法、さらにはパソコンの環境設定や通信速度の測定方法など、ありとあらゆる内容についてご指導いただきました。

講師の先生方に個別に対応していただけるので、疑問や不安はその場ですぐに解消されますし、実践



的で大変参考になりました。

おかげさまで昨日、支部税務相談所において、無事に電子申告をすることができました。

この場をお借りいたしまして、谷高会員をはじめ電子申告推進特別委員会及び税務支援対策部のメンバーに多大なるお力添えをいただきましたことを、心より御礼申し上げます。

(中尾 奈央)

new members



昭和10班

水谷 聡

昭和支部の皆様、はじめまして。平成23年11月に税理士登録が完了し、名古屋税理士会昭和支部に入会させていただきました水谷聡(そう)と申します。現在、税理士法人岡部会計事務所にて補助税理士として勤務しております。

大学時代より税理士の勉強を開始し、このたび念願

かない税理士登録することが出来ました。長年の夢がかなったので、大変嬉しい気持ちもありますが、その一方で税理士資格の重みというものも感じております。常に自己研磨を怠らず、一歩ずつ確実に成長していきたいと思っております。顧問先に対しても、知識の面だけでなく、なんでも相談して頂ける、気さくで飾らない税理士になりたいと思っております。

この職種は体力勝負だと思っております。体調管理に注意する意味も込めて、現在スポーツ系の趣味を持っておりませんので、今後はジョギングやスイミングなど積極的に体を動かすことを心掛けていきたいです。

私はまだまだ勉強不足で知識、経験ともに未熟者でございますが、昭和支部の諸先輩方から学び成長していきたいと思っております。ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

租税教室体験レポート 【小学校編】

(平成23年12月14日開催)

平成23年12月14日、「名古屋市立しまだ小学校」にて、租税教室の講師をしてまいりました。

事前に配布された、マニュアル・参考資料を基に、何度か自宅で練習をしましたが、小学校という事で、講師の持ち時間は45分。この短い時間の中で時間配分よく授業をまとめられるかどうか大きな課題でした。

当日は、2クラスの6年生の授業を、赤堀会員と1クラスずつ受け持ち、広報担当副支部長の鈴木勝会員に写真の担当をして頂きました。

授業が始まる前に控室でお茶をいただいた後、教室に案内される途中、私の担当する1組は、大変に元気のよいクラスと聞かされ、楽しみにしながら教室の中に入ると、署で預ってきた税務連絡協議会からの全員に配る記念品を早速見つけた子供たちが集まってきて、「これもらえるの?」「何これ?」と始まる前から盛り上がり上がっていました。記念品を隠しておいて、税金クイズに答えた人だけにあげるフリをして盛り上げようと思っていた私は、「しまった!出鼻をくじかれたか?」と思いつつも、和やかな雰囲気の中、授業は始まりました。

以前、高校での講師をした時には、パワーポイントを使って説明をし、その後国税庁のHPを使って確定申告書を作ってもらおうというものでした。今回は、黒板に貼るマグネットとビデオという古典的な道具を使う授業でしたが、逆にそれが新鮮な気持ちにさせられました。

授業のカリキュラムは・・・税金クイズに興味を持たせる→児童に身近である消費税の流れを説明する→ビデオ上映→まとめ・質問 という順で行いました。

まず、黒板にマグネットを一つ貼り、「これは何でしょう?」と簡単な質問をすると・・・全く先生の言われた通り、本当に元気のよいクラスでありまして、「救急車〜!」という大きな声が、あちこちから聞こえてきます。

元気がよいだけでなく、救急車は一台数千万円もする事、消防・警察・学校等にかかる大きなお金は、税金で賄われている事を説明すると、興味を持ってくれたのか、説明のポイントとなる所では、実に集中して話を聞いてくれました。

次に、身近な消費税の話を題材に、マグネットを使って子供たちが100円のお菓子を買った時に支払った

5円の消費税が、

みんな→**お店**→**税務署**→**財務省**→**国・県・市町村**
→**公共サービス**

という形で自分たちの暮らしに使われている流れを説明した後、「マリンとヤマト不思議な日曜日」というビデオを見てもらいました。

そこでは税金の無い暮らしが一体どうなってしまうのか? という不思議な世界が出てきます。具体的には、個人がお金を持っていないと救急車を呼べなかったり、火事を出したら、火を消すために大金を負担しなければならなかったりと、税金を払わなくて済む代わりに、大変不便な暮らしを強いられるというものです。

一連の説明、及び、このビデオを上映する前と後で、税金を払っても良いか、払いたく無いか、どちらかに挙手してもらった結果、前には自分達の小遣いで買う100円のお菓子里に5円の税金を払いたくない方に手を挙げていた子供達を含め、後ではほとんどの子供達が、税金を払っても良い方に手を挙げ、税金の必要性を、何となくかもしませんが、理解して頂けたように思い、この授業の成果を感じる事ができました。

最後にはいくつかの質問もあり、大変良い雰囲気の中、授業を終える事ができました。私の受け持ったクラスは、中心となる子供が数人いて、その子達の元気が、このクラスの雰囲気を作っているのだらうと思いましたが、授業の終了まで、その元気の良さと、私(講師)に対して集中して話を聞く態度、反応の良さに、逆に初めて小学校の講師を承る私を助けてくれた気がしました。

(杉野 嘉則)



租税教室体験レポート 【高校編】

(平成24年1月17日開催)



例年1月中旬に、名古屋市立若宮商業高等学校で租税教室が行われています。同校の租税教室は3年生を対象に過去10年以上実施され、毎年名古屋税理士会昭和支部所属の税理士が講師を務めています。

今回の租税教室に先立ち、12月15日に昭和支部事務局で事前説明会が行われました。租税教室は5クラスで各クラス3時間行われ、1時間目はパワーポイントを使って「税金」についての講義、2～3時間目は所得税の確定申告書の作成演習を行うことが説明されました。講師経験者は余裕綽々でしたが、私は説明を聞きながらもなかなか実感がわかず、漠然とした不安の中で本番を迎えることになりました。

そして1月17日、高校生にどのように税金に興味を持ってもらうか悩みながら学校に行きました。授業前に担任の先生から生徒をドンドン当てて欲しい（生徒の座席表を渡されました。）と言われ戸惑いましたが、アルバイトをしている生徒が多いというヒントをいただきました。

租税教室の会場の教室は、会社の事務所のようで、生徒は社員、講師は上司みたいです。生徒1人にパソコン1台があり、講師のマウスの動きが生徒のパソコンに連動するシステムがあります。このパソコンを使って授業は進められました。

「何税を知っていますか?」という私の質問に対して、指名した生徒から「たばこ税」という意外な答えから講義が始まりました。日税連作成のパワーポイントに「税金とは国民が健康で豊かな生活をしていくための会費」と説明されていましたが、私の話に対してほとんどの生徒達は「社会」とか「生活」というものが身近に感じられず、ピンと来ないようでした。ただ、アルバイトの話をする与实际に「給与明細書」や「源泉徴収票」をもらったことがある生徒は興味を持ったようです。また確定申告書作成演習では、私が「確定申告の手引き」で説明し、生徒には電卓で計算しながら確定申告書用紙に記入してもらいました。確定申告書作成はテストに出るそうで、テスト対策として自分の源泉徴収票を見て自分の確定申告書を作ってみることを勧めておきました。

租税教育は、税理士の社会貢献の一つとして税理士会で重点課題に挙げられています。意識の高い納税者を育てることも税理士の役割といえるでしょう。その租税教育の一環として、高校生（しかも女子生徒ばかり!）を相手にした租税教室の講師という貴重な経験をさせていただきました。

(山田 裕)



相談所だより



税務相談員
竹村 聡子

今年度より昭和税務相談所の相談員を担当させていただくこととなりました竹村聡子と申します。相談所で8名の相談者を担当させていただいております。

相談者は、ほとんどの方が何年も相談所に通っている方です。私なんかの新米税理士よりもずっと相談所の指導に慣れてみえて、逆に私が相談所の体制を教えてもらっているくらいです。

記帳資料に関しても代々諸先輩先生のご指導の賜物!とでもお伝えしたいくらい、過去に担当された先生方のご指導をしっかり守り記帳なさっております。日常の事務所業務ではパソコンの会計ソフトに頼り切っている私には、手書き元帳・手書き申告書はドキドキでしたが…先生方の素晴らしいご指導を引き継ぎ…かつこの先生のこの方法とあの先生のあの方法を組み合わせさせてしまえ!といった感じに私なりに相談者が記帳しやすくなるよう工夫しています。

相談者の業種は様々で、作業の工程を聞いているだけであつという間に時間か過ぎてしまったりもします。しかし、なかなか説明したことを記帳していただけない方もみえます。毎回同じ事を説明し根気よく指導していたところ、先月ようやく試算表の貸借が合致!二人でとても喜び合いました。なんとか12月までの記帳は無事にできそうな見通しが立ちホッとしています。

ただ相談所では電子申告・自己申告を推奨するように言われていますが、長年にわたり相談所での手書き申告を行ってきた小規模事業者に対し、「電子申告やってみましょうか」と言ってはみますが「そうですね!やってみましょうか!」となる方は一人もみえません。

いずれにしてもこれから初めての申告時期を迎えます。12月に入り法定調書の合計表・源泉所得税の納付書・給与支払報告書にはじまりいよいよ決算書の作成・申告書の作成にかかります。おそらく全員手書き申告になると思われませんが決められた時間内に全員の申告が無事終わるのか、今から不安は一杯ですができるだけスムーズに進むようスケジュールを組んでいきたいと思います。

また相談員として支部の事務局に毎月伺うことにより他の先生方にお会いできることも私にとってはとてもよい機会となっています。先輩税理士に質問すると事例を踏まえて説明していただけるのでとても勉強になります。相談員は女性の先生も多いので、その他のこともいろいろ教えていただけることはとても楽しい時間です。

今年度も残りわずかとなりましたが精一杯がんばっていきたいと思います。



会 員 表 慶



1 月月例会集会において、昭和支部慶弔細則第 2 条第 2 項により表慶並びに記念品の贈呈を行いました。

今後益々のご活躍をご祈念いたします。

(敬称略)

〔喜寿〕 小出 正彦 菱川 秀夫
 鵜飼 孝一 石黒 澄子
 (以上 4 名)

〔古希〕 野田 清水 齋藤 博
 井崎千恵子 大平 泰彦
 浦山 観道 早川 良彦
 山口 圭一 小林 義彦
 糟谷 信平
 (以上 9 名)



古希を迎えられた井崎千恵子会員

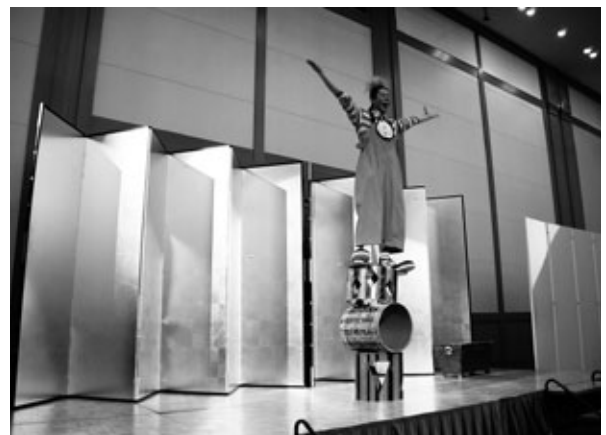
新 年 懇 親 会

1 月月例会の後、メルパルクNAGOYAにて「新年懇親会」が、110名以上という大勢の参加者で開催されました。司会は厚生部の橋部吉輝部長と竹本千重部員の二人で進められ、鈴木朋宏支部長、小川令持名古屋税理士会会長、永田乙之協同組合常務理事の挨拶の後、大澤雅治参与の乾杯のご発声で、新年らしく華やかに始まりました。



パフォーマーがバルーンで帽子を作ったり、ジャグリングをしたりと、懇親会を盛り上げてくれました。美味しい食事とお酒をしばらく楽しんだ後、福引大会がスタートしました。トランプを1枚ずつ参加者に配られ、一方、箱に入れたトランプを引き、同じカードが当たりとなる方式です。昨年1等を当選された森野会員から寄贈された32インチTVの特別賞は、大久保会員が、1等賞は江川特別会員が当選されました。惜しくも当たらなかった方にも参加賞をお渡しし、福引大会は終了しました。

中締め挨拶は、永田乙之参与にさせていただき、新年懇親会を終了しました。



「支部研修(宿泊)旅行に関するアンケート」の結果報告

平成23年11月末から12月初めにかけて行われました「支部研修(宿泊)旅行に関するアンケート」の結果について報告いたします。

有効アンケート数 40通

I 年齢をお聞かせください

- ①70歳代以上 12名 ②60歳代 10名 ③50歳代 12名
④40歳代 5名 ⑤30歳代以下 1名

II 性別をお聞かせください

- ①男性 32名 ②女性 8名

III 今までに研修旅行に参加されたことはありますか

1. 参加したことがある 31名

参加された理由をお聞かせください

- ①勧誘されたから 9名 ②旅行先がよかったから 16名
③その他 8名

「あずさ2号」が聴けるから」「支部会員との親睦」「自主的に参加している」他

2. 参加したことはない 9名

参加されない理由をお聞かせください(複数回答可)

- ①旅行に興味がない 2名 ②宿泊旅行はできない 1名 ③費用の問題 0名
④日程の問題 3名

「土日以外参加できない」「6月の第1土日は不可」他

- ⑤旅行先の問題 2名 ⑥その他 1名 「知り合いがない」

IV 今後、どのような旅行なら参加されたいですか

1. 日程についてお聞かせください

- ①1泊 25名 ②2泊以上 8名 ③その他 7名

「日帰り」「自分のスケジュールによる」「1泊でも2泊でも目的地による」「今は1泊、将来は何泊でも」他

2. 時期についてお聞かせください(複数回答可)

- ①春 13名 ②夏 5名 ③秋 28名 ④冬 0名

3. 国内旅行先の希望をお聞かせください(複数回答可)

- ①北海道 11名 ②東北 9名 ③関東 7名 ④中部 8名
⑤関西 10名 ⑥中国 7名 ⑦四国 4名 ⑧九州 6名 ⑨沖縄 9名

4. 海外旅行先の希望をお聞かせください(複数回答可)

- ①中国 8名 ②韓国 11名 ③台湾 7名 ④グアム・サイパン 5名
⑤その他 9名

「参加できない」「希望しない」「2泊3日、3泊4日等日程による」「シンガポール」他

以上のような結果となりました。ありがとうございました。

上記の結果を踏まえ、厚生部としてより多くの会員皆様の希望に沿った旅行の立案を計画していきたいと思っております。その一環として、今期は春に日帰り旅行、秋に宿泊旅行を企画していますのでよろしくお願いいたします。

最後に、アンケートの期間が非常に短いこともあり、より多くの意見を聞くことができませんでしたが、アンケートに協力していただきました会員の皆様方に感謝いたします。

(厚生部 上杉 修平)

ゴルフ同好会だより

昭税ゴルフ同好会 会長

土屋 真人



寒い季節となりましたが、会員の皆様は如何お過ごしですか？

ゴルフ同好会のメンバーは、寒さなんか何のそのガンバっております。昨今は、ウェアの進化・ネックウォーマーの普及等で随分薄着でプレー出来るようになりました。有難いものです。そんな寒さの中プレーできる体力を身につけているという事は、長寿社会の中で大切なことだと思います。自分の足で好きな所へ行けるという事は大切なことだと信じています。特に最近、母親の介護をするようになり、何でもタクシーを使っていた母親は、2本足から3本足、遂には歩けなくなり、その姿を見るとつくづくそう思います。

年をとって飛ばなくなるのは加齢で仕方の無いことですが、何とか若い時のように飛ばそうとする思いが気を若くし、体力の増進に繋がるものです。いつもプレーする仲間、69歳の私より飛ばす75歳の人もいらっしやいます。一時はドライバーが150ヤード位までしか飛ばせなくなりましたが、仲間アドバイスをしたら、何と私より飛ばせるようになり、最近ゴルフが楽しくて仕方ないと仰っています。この人も、朝奥様に介護食を食べさせてゴルフ場に毎日曜日いらっしやいます。おそらく80歳を越えても自分の足で好きな所へ行き、好きな事が出来るのでは。

さて、前置きはこれまでとして、昭税会の恒例となっている夏の宿泊研修会は、平成23年は久しぶ

りに京都方面に足を伸ばしました。秋に男子トーナメントの行われた琵琶湖CCでプレーしました。関西の名門ゴルフ場で、名古屋の和合CCを上回る気品があり、料金もそれを上回るコースです。岐阜関カントリーをイメージしたコースでもあり、最終3ホールは戦略的なものがありました。

プレーの後は京都市内の清水で堤会員の紹介のハモ料理屋で汗を流しながらハモ料理のコースに舌鼓を打ちました。翌朝は、お西さんとお東さんをお参りし、京都の古い町並みを珍しく歩いて散策しました。京都の町は自分の足で歩いてなんぼという実感。いつものタクシーで廻る観光とはちょっと違った趣で大変楽しく感じました。最後は、祇園で舞妓さんの踊りとお薄を頂いて、おまけに一人ずつ舞妓さんとスナップ写真を撮り楽しい思い出の2日間を過ごしました。でも、流石に同好会のメンバー。ゴルフをプレーした翌日でも町並みをスタスタ歩き回る姿には、メンバー全員が長生きすると同時に末永く自分の足で歩く人達だと思われました。

本年も同好会は、3月を除いて毎月行っています。村上幹事のおかげで毎月いろいろなゴルフ場でプレーをしていますが、興味のある方や長生きをしたい方は、同好会にご参加下さい。事務局幹事の村上和隆、倉地茂雄、土屋真人までご連絡下さい。



【1月の月例集会】

平成24年1月13日(金)午後3時45分より メルパルクNAGOYA

(昭和税務署より連絡事項)

1. 納税方法及び還付金の受取方法について
2. 諸用紙等の窓口交付におけるお願い事項について
3. 申告書提出時のお願い事項について
4. 法定調書合計表等の作成に当たっての留意事項について
5. 国税局集中電話催告センター室からの電話連絡について
6. 被災者生活再建支援金の税務上の取扱いについて
7. 申告書会場等について

8. 申告書の様式について
9. 源泉所得税に係るお願い事項について
10. e-Taxについて
11. 申告書等の一括提出について

(支部より連絡事項)

- 税対部：無料税務相談について
厚生部：支部日帰りバス研修旅行について
総務部：今後の予定について

【2月の月例集会】

平成24年2月10日(金)午後1時30分より 名古屋市天白文化小劇場

(昭和税務署より連絡事項)

1. 無料税務相談所に従事される方へのお願い
2. 第三者作成書類の添付省略制度の活用について
3. 東日本大震災に係る国税の申告・納付等の期限の周知協力依頼
4. 申告書等の書類提出に当たってのお願い

(支部より連絡事項)

- 研修部：研修受講カードの提出について
特別研修会開催について
厚生部：日帰り支部研修旅行について
総務部：訃報メールの推進について
今後の予定について

訃 報



浅野 鉦一 先生

日進8班

平成23年11月18日ご逝去 享年83才
昭和42年6月9日 税理士登録

【編集後記】

今年は立春をすぎてもまだまだ厳しい寒さが続いております。皆様、いかがお過ごしでしょうか？インフルエンザも大流行のこと。これから確定申告等でさらに繁忙期を迎えます。うがい、手洗い等を徹底して体調管理にはくれぐれもご留意いただきたく存じます。

私に至りましては、前回の編集後記に書かせていただきました踏み台昇降運動なるものを続けて約一年。体重が減少した形跡は全くなく、横ばい状態。先日受けた人間ドックの結果を期待と不安で待っている今日この頃でございます。

最近みたテレビ番組でストレッチ体操が体調管理に効果的だと知りました。新しいもの好きな私なので、好奇心が掻き立てられています。試してみようかな。効果が出ましたらまたこの紙面で公開させていただきますね。

(星加 雅伸)